

山形県脱炭素社会推進条例（仮称）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出量の削減等に関して、県、事業者及び県民等の責務並びに基本的事項等を定める条例の制定に向け、「山形県脱炭素社会推進条例（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、当該条例の制定に係る事項について検討を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会に委員長を置き、委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員長及び委員の任期は当該条例案の策定終了までとする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、環境エネルギー部長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、環境エネルギー部環境企画課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。